



早水第413号
令和7年10月24日

早島町上下水道料金等審議会
会長 川本 和則 様

早島町長 佐藤 博文



水道料金の改定について（諮問）

早島町上下水道料金等審議会設置条例（平成21年早島町条例第3号）第2条の規定に基づき、下記について諮問します。

記

1. 諮問事項
水道料金の改定について

2. 諮問理由

本町の水道事業は、昭和4年の創設認可以来、およそ100年にわたり、町の発展と快適な町民生活を支えるとともに、町民や事業者の皆様に対し、安心して安全な水を安定的に供給してまいりました。

本町の水道料金は、平成30年5月の改定以降、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の変化を踏まえ、現行料金を据え置いておりますが、受水費用の上昇や維持管理費の高騰により経常経費が増加しているほか、今後の施設再編や耐震化に要する多額の費用を見据えると、現行水準のままでは持続的な事業運営が困難となることが懸念されます。

このため、将来にわたり安定した水道事業を行うため、水道料金の見直しについて検討を行う必要があると判断いたしました。

つきましては、本町における水道料金の適正な改定のあり方について、慎重にご審議の上、ご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

以上